五百六十一	生花・茶道教授業
五百六十二	無床診療所
五百六十三	看護業
五百六十四	その他の児童福祉事業
五百六十五	介護医療院
五百六十六	通所・短期入所介護事業
五百六十七	その他の老人福祉・介護事業
五百六十八	し尿収集運搬業
五百六十九	ごみ処分業
五百七十	その他の自動車整備業
五百七十一	表具業
五百七十二	時計修理業
五百七十三	履物修理業
五百七十四	鍛冶業
五百七十五	職業紹介業
五百七十六	労働者派遣業
五百七十七	ビルメンテナンス業
五百七十八	その他の建物等維持管理業
五百七十九	警備業
五百八十	ディスプレイ業
五百八十一	ペストコントロール業
五百八十二	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）
五百八十三	集会場

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第七百九十九号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－952	バイブロハンマ（単体）	ＺＶ－35Ｈ	調和工業株式会社
3－953	発動発電機	ＤＧＭ60ＭＫＣ－ＰＤ	株式会社やまびこ
3－954	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＬＶＲ－５Ｃ６	株式会社ＡＩＲＭＡＮ
3－955	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＬＶＲＤ－５Ｃ６	株式会社ＡＩＲＭＡＮ

○国土交通省告示第八百号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元				申請社名
7252	バックホウ	ＺＸ345ＵＳＪＫ－６	山積容量	1.4	㎥	平積容量	1.0 ㎥	日立建機日本㈱
7253	バックホウ	ＳＫ470－11	山積容量	1.40	㎥	平積容量	1.20 ㎥	コベルコ建機㈱